



# 中学校通級指導教室「かえで」について

御前崎市教育委員会

御前崎市では、令和 7 年度より中学校通級指導教室「かえで」を開設する予定です。

## 1 通級指導教室の目的

通常学級に在籍し、通常学級における学習におおむね参加できるものの、一部障害等の理由により特別な指導を必要とする生徒に対して、障害に応じた指導を通級指導教室で行うことで、個別支援を充実させます。

## 2 設置校

「自閉症者、学習障害者（LD）、注意欠陥多動性障害者（ADHD）を対象とする通級指導教室」を、浜岡中学校に 1 学級設置します。御前崎中学校は、サテライト教室（設置校から離れた場所に開設する教室）とし、浜岡中学校通級指導教室担当者が、御前崎中学校サテライト教室にて指導を行います。

## 3 対象生徒

- (1) 「通級による指導」は、通常の学級に在籍している生徒を対象とします。
- (2) 市の就学支援委員会において、自閉症者、学習障害者（LD）、注意欠陥多動性障害者（ADHD）またはそれに類する通級による指導が必要であるという判断が出された生徒を対象とします。
- (3) 原則として、市の就学支援委員会において「特別支援学級判断」で通常学級に在籍している生徒については、「特別支援学級での指導が適切である。」という観点から、「通級による指導」は認めないものとします。
- (4) 中学生という発達段階を鑑み、通級による指導が必要であるという判断が出された生徒であることに加え、本人の意思を尊重し、前向きに通級できる生徒を対象とします。

## 4 入級・退級について

- (1) 通級期間は、原則 1 年単位とします。
- (2) 継続入級希望の場合でも、年度ごとに入級審査を行います。
- (3) 継続指導期間は、最大 3 年間とします。生徒の様子や保護者の希望等を鑑み、期間を短縮する場合があります。
- (4) 入級にあたっては、入級審査資料や医学的な所見などから御前崎市教育委員会（専門家チーム）で判断し、市就学支援委員会で決定します。
- (5) 定員は、13 名前後とします。年度途中でも何らかの事情でやむを得ない場合は退級が認められ、欠員がでた場合のみ途中入級が可能となります。
- (6) 入級についての相談は、まず、在籍校にします。

【問合せ先】

学校教育課 0537-29-8734